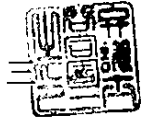


訴 状

令和3年12月15日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 谷 合 周



同 高 木 秀 治



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、建物改修工事請負契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない。

記

消費者が請負代金を支払期限までに支払わないことにより被告が契約を解除した場合、消費者が被告に対し、保険会社より支払われた保険金の15%を違約金として、さらに保険金の20%を調査見積費用として支払うものとするとの意思表示

- 2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄せよ。
 - 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに1項ないし3項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、平成19年8月23日、消費者契約法第13条第3項に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け、令和元年8月20日、当該認定の有効期間の更新を受けた適格消費者団体である（甲1 通知書）。
- (2) 被告は、「火災保険の達人」という名称のインターネットサイトにおいて、「火災保険適用で屋根・雨樋・外壁を実質負担0円で修理します」などと勧誘して（甲2 「火災保険の達人」のホームページ）、消費者が加入している火災保険で保険金が支払われることを前提にして同工事を請け負うことなどを業とする株式会社である。

2 はじめに

近年、火災保険の利用により実質0円で修繕工事ができると勧誘する住宅修理サービスに関する相談事例が急増しており、解約時に高額な違約金を請求されたり、解約できないと言われたりするなどのトラブルに発展して、社会問題化している（甲3の1ないし3の4）。

3 建物改修工事請負契約書及び同契約書添付の約款の規定

被告が消費者との間で使用する建物改修工事請負契約書（以下、「本件契約書」といい、同契約書に基づく契約を「本件契約」という。）では、以下のとおり定められている（甲4 建物改修工事請負契約書）。

- | | | | |
|---|------|---|---------------------------------|
| 4 | 工期 | 着手 | 乙（被告）に工事代金が入金されてから30日以内
(中略) |
| 7 | 支払方法 | 保険会社より甲（消費者）に保険金が支払われた場合、甲（消費者）は乙（被告）に上記5の請負代金額を受領後7日以内に支払うものとする。 | |

さらに、被告が消費者との間で使用する本件契約書添付の建物改修工事請負契約約款（以下、「本件約款」という。）第11条第2項では、以下のとおり定められている（甲5 建物改修工事請負契約約款）。

第11条（契約無効及び解除の取扱）

- | | |
|---|--|
| 2 | クーリングオフが適用される場合を除き、甲（消費者）が建物改修工事請負契約書第7項の支払期限までに履行しないことにより乙（被告）が本契約を解除した場合は、保険会社より支払われた保険金の15%を違約金として、さらに保険金 |
|---|--|

の20%を調査見積費用として支払うものとする。

以上のとおり、本件契約書第4項によれば、工事の着工時期は消費者が被告に請負代金を支払った後となるところ、本件約款第11条第2項によれば、被告が、かかる請負代金の未払いを理由に本件契約を解除する場合、工事の着工前であるにもかかわらず、違約金及び調査見積費用として、請負代金相当額となる保険金の合計35%もの金額を支払うこととされているのである。

3 消費者契約法第9条第1号による無効

- (1) 本件契約は、事業者である被告が、消費者との間で締結する請負契約であるから、消費者契約法が適用される。
- (2) 消費者契約法第9条第1号では、消費者契約を解除した場合に、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定めは、これらを合算した額について、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められている。

この点、前記3項記載のとおり、本件約款第11条第2項では、工事着工前の解除であるにもかかわらず、請負代金相当額となる保険金の合計35%もの金額を支払うことが定められているのであり、この時期に生じる被告の平均的損害は、同金額には及ばないものと考えられる。

- (3) したがって、本件約款第11条第2項は、平均的な損害を超えた損害賠償額の予定及び違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項であるから、平均的な損害の額を超えた部分については無効である。

4 本訴訟提起に至るまでの原告・被告間の交渉経過

- (1) 原告は、被告に対し、令和2年11月24日、本件約款第11条第2項が消費者契約法第9条第1号に違反していることなどの申入れを文書で行った(甲6 申入れ及び問合せ)。当時の条項は、違約金となる保険金の割合が、

現行の「15%」ではなく「20%」とされていた（甲7 建物改修工事請負契約約款）。

これに対し、被告は、一旦は上記申入れを拒絶したものの（甲8 回答書）、原告とのオンライン協議を経て、違約金となる保険金の割合を、当初の「20%」から現行の「15%」に変更した（甲9 回答書）。

しかし、原告が、被告に対し、保険金の合計35%という金額が、被告に生ずべき平均的な損害の額を超えないものと判断される具体的根拠を求めたところ（甲10 御連絡）、被告は、具体的根拠を示すことは事実上不可能であり、かつ、これ以上の減額はできない旨回答した（甲11 回答書、甲12 問合せ書、甲13 回答書）。

(2) そこで、原告は、被告に対し、令和3年12月6日、消費者契約法第41条第1項に定める書面をもって、請求の趣旨記載の請求を事前に行い（甲14の1 差止請求書）、同書面は、同年12月7日、被告に到達した（甲14の2 郵便物等配達証明書）。

(3) その後、被告から本件約款第11条第2項を修正する等の連絡がないため、被告が消費者契約法により無効となる契約条項を含む消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を現に行いまたは行うおそれがある。

5 結語

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項本文に基づき、請求の趣旨記載の措置を求める。

以 上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	訴訟委任状	1通
4	資格証明書	2通

以上

(別紙)

当 事 者 目 録

- 〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階
原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表者代表理事 佐々木 幸孝
- 〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 KSビル2階
谷合周三法律事務所 (送達場所)
電話 03-3512-3443 FAX03-3512-3444
上記原告訴訟代理人
弁 護 士 谷 合 周 三
- 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目10番5号 第2SKビル10階
プラス法律事務所
電話 03-3275-3380 FAX03-3275-2020
上記原告訴訟代理人
弁 護 士 高 木 秀 治
- 〒192-0014 東京都八王子市みついで台二丁目2番8号
被 告 株式会社ジェネシスジャパン
上記代表者代表取締役 田 中 康 之